



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

◎失業救済ノ目的ヲ以テ施行スル國道

改良工事ノ地方分擔金ニ關スル件

(昭和六年四月二日發社第三五
號ノ内 社會局社會部長通牒)

標記ノ件ニ關シテハ三月三十日付發社第三五號内務、大
藏兩次官通牒ニ依リ必要ニ應ジ起債ヲ認メ且成ルヘク低利
資金ヲ融通希望ノ向ハ左記事項ヲ具シ來ル四月末日迄ニ御
申出相成度

追而同日迄ニ申出無之場合ハ希望無キモノトシテ取扱可
致候ニ付御含置相成度

記

- 一 融通希望額
- 二 償還一次豫定表
- 三 償還財源
- 四 分擔金ノ財源ヲ起債ニ求メサルヘカラザル事由
- 五 其ノ他參考事項

問 質取橋梁又は渡船場設置の許可承認に付ては、道路法第五十二條第五號に依り監督官廳の認可を要することゝ爲り居れる處、一旦許可又は承認を爲したるものゝ繼續を許可又は承認する場合に在りても尙認可を要するものなりや

(T 生)

答 認可を必要とする。即ち道路法第五十二條第五號に於ては「第二十六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ爲スコト」とあり、而して繼續の許可承認に在りても、其の根據は當初の許可承認と同様二十六條以外に求むることを得ない故に其の處分は所謂「第二十六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認」に外ならぬからである。

(藤村 藤治)